

器具及び容器包装の規格改正について (厚生労働省告示第 201 号への対応)

はじめに

器具及び容器包装の規格基準が平成 18 年 3 月の厚生労働省告示第 201 号で全面改正されました。今回は器具及び容器包装規格とその改正の経緯，更に，新規格への対応についてご紹介します。

器具及び容器包装の規格

我が国の食品安全行政を担う法律に「食品衛生法」があります。器具及び容器包装は，接触することで食品に有害成分が移行し，間接的に人の健康を損なうおそれがあります。したがって，器具及び容器包装の品質確保は食品衛生上，非常に重要であり，食品衛生法の規制を受けることになります。

食品衛生法の第 18 条に「厚生労働大臣は器具若しくは容器包装若しくはこれらの原料につき規格を定め，又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。」と規定されています。第 18 条に基づき制定されたのが「食品，添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」の中の器具及び容器包装規格です。

ちなみに，「器具」，「容器包装」という用語の定義は，食品衛生法の第 4 条に規定されています。

器具及び容器包装規格の変遷

制定当初の器具及び容器包装規格は，ホルムアルデヒド等の溶出限度などが規定されているだけでした。しかし，下表のとおり，度重なる改正により内容の充実が図られてきました。

なお，いずれも厚生省告示第 370 号の一部改正であるため，器具及び容器包装規格，すなわち，食品，添加物等の規格基準はあくまで「370 号」であり，現行規制を「20 号規格」などと表現するのは正しくありません。

年月日	厚生省告示	内容
昭和 41 年	第 434 号	合成樹脂製の器具及び容器包装の規格試験の制定
昭和 48 年	第 178 号	ガラス製，ポリ塩化ビニル製の器具及び容器包装の規格制定
昭和 52 年	第 17 号	ポリ塩化ビニル製の器具及び容器包装規格の改正
昭和 54 年	第 98 号	ポリエチレン製等の器具及び容器包装の規格制定
昭和 55 年	第 109 号	ポリ塩化ビニリデン等製の器具及び容器包装の規格制定
昭和 57 年	第 20 号	全面改正
昭和 61 年	第 84 号	ガラス等製の器具及び容器包装規格の改正
	第 85 号	ゴム製の器具及び容器包装の規格制定
平成 6 年	第 18 号	ポリカーボネート等製の器具及び容器包装の規格制定

改正の経緯

表に示したように、器具及び容器包装規格の改正は何度か行われてきたものの、技術的な点からも現在の事情にそぐわない部分が多くなってきたため、大幅な改正が望まれていました。そこで、平成 13 年度～15 年度に実施された厚生労働科学研究「食品用器具・容器包装等の安全性確保に関する研究」で試験法の改良が検討され、平成 18 年 3 月 31 日の厚生労働省告示第 201 号で、器具及び容器包装の規格が全面改正されました。昭和 57 年の告示第 20 号以来の全面改正となりました。

改正の趣旨

改正の趣旨は次のとおりです。

1) 有害試薬を使用しない試験法への変更

オゾン層破壊物質である四塩化炭素や毒物である水銀を使用しない試験法に変更されました。

2) より精度の高い試験法への変更

科学技術の進歩に合わせ、最新の分析機器を使用し、より精度が高く、簡便な試験法に変更されました。

3) 規格基準の適正化

従来、合成樹脂製の器具について、蒸発残留物試験は、4%酢酸を浸出用液として用いることになっていましたが、容器包装と同様に接触する食品のタイプにより、4種類の浸出用液から選択することになりました。

また、ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、「フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」と「それ以外のもの」に分けられました。さらに、それぞれについて規格が設定されました。

改正への対応

第 201 号についての猶予期間は施行より 1 年間、つまり平成 19 年 3 月 31 日まででした。したがって、今年 4 月以降に製造又は輸入される器具及び容器包装については改正後の規格に適合する必要があるため、輸入通関に対して検疫所は 201 号の試験法による検査の実施を求めています。

製造者又は販売者にとって、重要な事項は改正の趣旨の 2) 及び 3) です。規格の適用対象が変更されましたので、改正により新規区分となった樹脂、4%酢酸以外の浸出用液による蒸発残留物試験が必要になった場合は、改めて試験を行うことが望めます。2) については改正によって、より真値に近い分析値が得られる試験法に変更されました。基準値自体は変更ありませんが、試験法の変更にともなって、従来とは異なる試験結果になる可能性があります。製品管理に、十分な注意を払う必要があります。

参考資料

- ・厚生労働省通知 「食品、添加物等の規格基準の一部改正について(平成 18 年食安発第 0331009 号)」